

日本棋院小江戸川越支部規約

第1章 名称および事務所

第1条 当支部の名称は、日本棋院小江戸川越支部と称する。

第2条 当支部の事務所は川越 igo まち倶楽部事務所(川越市中台元町2-7-12)内に置く。

第2章 目的および活動

第3条 当支部は、日本棋院(以下「棋院」という)の方針に沿って囲碁普及活動を行い、会員相互の親睦と棋力の向上を図ることを目的とする。

2 当支部は、川越 igo まち倶楽部が目指す、囲碁をテーマとする地域活性化の推進、囲碁文化の普及、多様な世代・広域の人たちとの交流、青少年への囲碁普及活動等について、趣旨を共有し、事業推進において密接な連携を図るものとする。

第4条 当支部は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- ① 会員の拡大と継続維持および囲碁愛好家・入門初級者の開拓と育成を行う。
- ② 川越 igo まち倶楽部が主催する「川越囲碁まつり」、「子ども囲碁教室・川越 igo まちキッズ」その他の事業を共催し、これらの事業を支援し、協力する。
- ③ 棋院・県支部連合会が主催する囲碁大会に参加する。
- ④ 棋院から専門棋士を招聘する。
- ⑤ 当支部会員の段級位の統制および免状の推薦と申請を行う。

第3章 会員および会費

第5条 当支部は、棋院の特別賛助会員・賛助会員・碁ワールド会員・後援会員・セレクト会員1・セレクト会員2・サポート会員・ジュニア会員・情報会員・幽玄の間会員で構成する。

第6条 会員および会費は以下のとおりとする。

- | | |
|----------|----------------------|
| ①特別賛助会員 | 110,000円(消費税込み、年額前納) |
| ②賛助会員 | 32,000円(消費税込み、年額前納) |
| ③碁ワールド会員 | 11,800円(消費税込み、年額前納) |
| ④後援会員 | 5,100円(消費税込み、年額前納) |
| ⑤セレクト会員1 | 11,000円(消費税込み、年額前納) |
| ⑥セレクト会員2 | 22,000円(消費税込み、年額前納) |
| ⑦サポート会員 | 3,300円(消費税込み、年額前納) |
| ⑧ジュニア会員 | 1,100円(消費税込み、年額前納) |
| ⑨情報会員 | 1,650円(消費税込み、月額前納) |
| ⑩幽玄の間会員 | 2,200円(消費税込み、月額前納) |

ただし、上記会員の種別、会費(会員料)が棋院で改定された場合、本規約を改正するまでは当該改定された種別、会費に読み替えるものとする。

第7条 当支部では、第6条に定める会費のほか、必要に応じて臨時会費を徴収することがある。

第4章 役員

- 第8条 当支部には、以下の役員を置く。
- | | |
|----------|-----|
| 支部長 | 1名 |
| 幹事長（連絡者） | 1名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 会計 | 1名 |
| 会計監査・顧問 | 若干名 |

- 第9条 支部長は当支部を代表し、支部の運営に関する一切の責任を負う。
- 第10条 幹事長は当支部の財政および事業を担当し、棋院との連絡にあたる。
- 第11条 幹事は幹事長を補佐する。
- 第12条 会計は当支部の経理を担当し、収支の均衡を図り、予算および決算を司る。
- 第13条 会計監査は会計その他の事務を監査する。
- 第14条 役員は総会において選出する。
- 第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 会計、総会および役員会

- 第16条 当支部の経費は、会費および寄附金その他の収入によってまかなう。
- 第17条 当支部の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第18条 当支部の予算・決算は総会の承認を受け、会員および棋院に報告する。
- 第19条 支部長は年1回総会を招集する。
- 第20条 支部長は前条に規定する総会のほか、役員会での議決または会員過半数以上の要請により臨時総会を招集開催することができる。
- 第21条 役員会は第8条に規定する役員で構成し、随時当支部の運営に関する事項について審議する。

第6章 付則

- 第22条 本規約の改廃は、総会において出席者の過半数以上の同意を得て行うことができる。
- 第23条 本規約は、平成27年1月18日より実施する。

附則

- 本規約は、令和5年6月18日より実施する。